

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処  
会計科長 橋村 泰夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
2ME91HY00100		2MFZ1AM8010 0001					
品名 または 件名							
フィルタセパレータカートリッジ交換役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
早来燃料支処				管理班（早来）			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
補給科 佐藤技官 237				令和5年3月31日（金）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

安平弾薬支処 会計科事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和4年11月9日（水）11時00分 安平弾薬支処 教場

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 「入札及び契約心得」を厳守している者。

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

### (2) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

### (3) 入札の無効

ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印が判別し難い入札又は押印省略した場合の責任者等の記載がない入札

エ 入札に遅刻又は途中退席した者の入札

オ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載

### (4) 契約書作成の要否

契約書を作成する。

(5) 落札決定方式

- ア 本要項第7項第1号に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- イ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) その他

- ア 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- オ 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。
- カ 郵便による入札を行う場合、安平弾薬支処会計科（担当：橋村）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに「入札書（入札件名を記入）」在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第2項（2）同様の資格審査結果通知書（写）を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、入札日前日（休日の場合はその前日）17時までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。（メール便可）
- キ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。
- ク 入札に関する事項の問合せ先  
陸上自衛隊 安平駐屯地 安平弾薬支処会計科（担当：橋村）  
TEL 0145-23-2231（内290）  
FAX 0145-23-2233
- ケ 仕様書に関する事項の問合せ先  
陸上自衛隊 早来分屯地 早来燃料支処補給科（担当：佐藤）  
TEL 0145-22-2505（内237）

(7) 公告掲示場所及び期間

- ア 掲示場所：安平、札幌、真駒内、東千歳、北千歳、南恵庭、島松各駐屯地、札幌・千歳・苫小牧・恵庭各商工会議所、安平町商工会  
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/nadep/dep.html>
- イ 掲示期間：令和4年10月25日～令和4年11月9日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官、陸上幕僚長又は契約担当官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
フィルタセパレータカートリッジ交換役務	NQ-B000001	
	作 成	令和 4 年 1 0 月 6 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処早来燃料支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処早来燃料支処において実施するフィルタセパレータカートリッジ交換役務（以下“役務”という）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

産業廃棄物（法第12条で定める産業廃棄物処理基準）

特別産業廃棄物（法第12条の2で定める産業廃棄物処理基準）

2 役務に関する要求

2.1 一般要求事項

調達要領指定書及び一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1によるほか、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2.2 種類及び数量

調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務の内容

ドラム缶充填用フィルタセパレータのカートリッジ及びOリングについて交換する。

2.4 交換要領

交換要領は表1による。

表1—交換要領

番号	工程名	作業内容
1	打ち合せ	作業前に官側と作業工程についての打ち合せ
2	養生作業	ポンプ室内床及びフィルタセパレータまわり
3	交換部品の確認	作業機器及び資材の搬入と交換機器と交換部品の確認
4	交換作業	油抜き及び水抜き フィルタセパレータの解放後内部清掃と指定部品の交換 フィルタセパレータへ抜き取った油を戻す作業 エア抜き作業及び油漏れの確認

5	産業廃棄物処理	交換後に排出された油水、カートリッジ類、Ｏリング等の搬出
6	清掃	作業終了後、清掃を行う（作業前と同じ状態にする）
7	点検	監督官による点検
8	検査」	検査官立会による検査

## 2.5 役務実施場所

北海道勇払郡安平町東早来番外地 陸上自衛隊早来分屯地構内

## 2.6 使用機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、材料及び消耗品は指定をする場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。また、工具は防爆仕様（ノンスパーク）の工具を使用するものとする。

## 2.7 外観

外観は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 2.12.1 による。

## 2.8 機能・性能

機能及び性能は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 2.12.2 によるほか、監督官立会のもと機能試験を実施し、正常な作動状況であることを確認するものとする。

## 3 産業廃棄物処理基準

契約の相手方は産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法という）及び関係法令を遵守、適正に処理する責任を負うものとする。

### 3.1 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という）の処置は、法 1 2 条の 3 で定めるところによる。提出する管理票は（B 2 ・ D ・ E 票）とし、産業廃棄物の段階ごとの処理終了後、速やかに監督官へ提出し役務完了の確認を受けるものとする。

## 4 監督・検査

監督及び検査は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の 3.2 による。

## 5 品質保証

本役務終了後に生じた故障、機能不良については、その原因が請負業者側にあると認められる場合は、検査終了後 1 ヶ年以内に限り請負業者が修復する義務があるものとする。

## 6 その他の指示

### 6.1 提出書類

契約の相手方が監督官等に提出する書類の基準は、次によるが、細部提出書類及び要領については監督官の指示によるものとする。

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、監督官と調整後、作業工程表を提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、使用工具等の検査を受け合格したのち機材検査簿を提出するものとする。
- c) 契約の相手方は、表 1 による役務の履行状況が確認できる写真を提出するものとする。

表 1－役務写真

分類	規格	部数	注記
施工前	サービス版 (カラー)	各 1 部 (アルバム貼付け)	撮影箇所は、監督官の指示する場所とする。
施工中			
施工後			

## 6.2 保全

### 6.2.1 分屯地への立入り要領

分屯地への立入り要領は、次による。

- a) 分屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 分屯地の中で作業を行う場合は、分屯地内での行動(出入門手続き・火気取扱い・車両運行路など)は、当該分屯地の規則及び分屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入を禁止する。

### 6.2.2 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知りえた事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは契約担当官等の承認なく行ってはならない。また、本契約後も、同様とする。
- b) 契約の相手方は、役務場所を含め官側の施設内を無許可で撮影してはならない。

## 6.3 安全管理

安全管理は、次による。

- a) 危険物施設内はすべて火気厳禁とする。
- b) 使用機器材使用時の火花、静電気には十分注意するものとする。
- c) 関係消防機関の指導及び消防法等に定められた事項を遵守し、作業に応じた消火器材を準備し安全管理を徹底するものとする。

## 6.4 その他の留意事項

その他の留意事項は、次による。

- a) 交換時に抜き取った油は、契約の相手方で準備したドラム缶に入れるものとする。
- b) 役務履行で発生したごみ等は、契約の相手方が処分するものとする。
- c) 分屯地の施設などに損害を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、契約の相手方の責任において原状に復旧するものとする。
- d) 役務終了時には、清掃をおこなうとともに、仮設物などの撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- e) 作業時間については、平日午前8時15分から午後5時までを基準とし、その時間を超える場合は監督官との調整によって所定の手続きをするものとする。

## 6.5 仕様書・役務に関する疑義

仕様書及び役務に関する疑義は、次による。

- a) この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、すべて契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。
- b) 役務の細部について疑義を生じた場合は監督官と調整し、指示を受けるものとする。  
ただし、請負金額及び工期の変更はしない。

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和4年10月06日
	作成部隊名	北海道補給処早来燃料支処
	作成年月日	令和4年10月06日
品名		
仕様書番号	NQ-B000001	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

### 1 種類及び数量

フィルタセパレータ×4台 交換部品 【 和興フィルターテクノロジー（株）製 】

使用機器		交換部品／部品番号	数量	注記
型式	機器番号			
VFCS-228-214W	FS2K-D1, V-13010	コアカートリッジ UC1-N2N	2	2号軽油用
		セパレータカートリッジ CS-58W1	2	
		Oリング ON7-0440	1	
VFCS-228-214W	FS4K-D1, V-13011	コアカートリッジ UC1-N2N	2	4号軽油用
		セパレータカートリッジ CS-58W1	2	
		Oリング ON7-0440	1	
VFCS-128-114W	FST-D1, V-13012	コアカートリッジ UC1-N2N	1	灯油用
		セパレータカートリッジ CS-58W1	1	
		Oリング ON7-0390	1	
VFCS-114-114W	FSG-D1, V-13013	コアカートリッジ UC1-N1N	1	ガソリン用
		セパレータカートリッジ CS-58W1	1	
		Oリング ON7-0390	1	